

資料 2

防犯カメラの運用に関するガイドラインの概要

現在、街頭、公共施設、店舗、金融機関等、様々な施設に防犯カメラが設置されています。群馬県犯罪防止推進条例に基づく各指針においても、その活用について言及しているところです。その一方で、防犯カメラの運用についてはこれまで統一的な指針がなく、プライバシーへの配慮についても、これを設置する方々の自主性に委ねられている状態でした。

このたび制定したガイドラインは、防犯カメラの有用性に配慮しつつ、プライバシーの侵害を防止するため、防犯カメラを設置又は管理される方に対して、防犯カメラの運用に当たって実施に努めていただきたい事項を示すものです。

なお、本ガイドラインは、防犯カメラの設置の促進や抑制を目的とするものではありません。

(1) 対象となるカメラ

○犯罪の予防を目的として不特定又は多数の者が出入りする場所に設置されたカメラを対象とします。

○県等の自治体が設置する防犯カメラだけでなく、民間が設置するものも対象にしています。

○混雑等の把握など他の目的で設置されたカメラであっても、副次的に犯罪の予防を目的とするカメラも対象に含みます。

(2) 設置者等の責務

防犯カメラを設置又は管理される方(設置者等)は、防犯カメラの運用に当たっては、次の点に留意してください。

- 防犯カメラを設置する目的、施設の特色等に応じて、運用要領を定めること
- 防犯カメラから得られる情報が漏えいしたり、滅失、き損したりしないような措置を講じること
- 防犯カメラの運用責任者を指定するとともに、操作する人を限定すること
- モニターは原則として人目の届かないところに設置すること
- 防犯カメラが設置されていることを知らせるための表示をすること
- 防犯カメラから得られる画像を目的外に使用したり、他に提供してはならないこと
- 画像の保存期間は原則1か月以内とし、保存期間終了後は消去すること
- 防犯カメラの設置、運用等に関する苦情に対しては迅速かつ適切な対応をすること
- 運用責任者や操作員がこのガイドラインを遵守するよう設置者等が指導監督すること

(3) その他

社会情勢などが変化した時は、必要に応じて見直します。